独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。 以下「法」という。)の規定に基づき、西宮市立学校の幼児、児童又は生徒の保護者(法第15 条第1項第7項に規定する保護者をいう。)から徴収する共済掛金保護者負担金(以下「保護者 負担金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

## (保護者負担金の額)

第2条 幼児、児童又は生徒一人当たりの保護者負担金の額は、各年度につき、法第17条第4項及び同法施行令(平成15年政令第369号)第10条の規定に基づき、次の表のとおりとする。

校種等	共済掛金額	設置者 負担金額	保護者 負担金額	保護者 負担割合
幼稚園	270円	6 5 円	205円	約10分の7.6
小学校、中学校、義務 教育学校及び特別支援 学校小学部、中学部	920円	460円	460円	10分の5
要保護者 (小学校、中学校、義 務教育学校及び特別支 援学校小学部、中学部)	40円	20円	20円	10分の5
高等学校及び 特別支援学校高等部	2, 150円	3 9 0 円	1,760円	約10分の8.2

備考 設置者は、上記の金額に加えて免責特約15円を負担する。

## (保護者負担金の不徴収)

第3条 幼稚園においては、次の第1号に該当する保護者については、経済的理由により保護者 負担金を徴収しない。

小学校、中学校、義務教育学校においては、次の第1号及び第2号に該当する保護者については、経済的理由により保護者負担金を徴収しない。

特別支援学校においては、次の第3号に該当する保護者については、経済的理由により保護 者負担金を徴収しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3) 前各号に掲げる者の他、特に市長が認める者

(補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月26日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年4月 1 日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年4月 1 日から実施する。
- 2 幼稚園において令和3年度5歳児学級に在籍している者の保護者負担金の不徴収については、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。